

1943年ドイツ勤労働員政策

— 男女国防任務届出制度と事業所閉鎖措置を中心として —

中 村 一 浩

目 次

- 一、戦局の悪化と特別抽出措置
- 二、男女国防任務届出制度
- 三、事業所閉鎖措置とその「成果」
- 四、兵員充足圧力と労働力不足の狭間で
- 五、結びに代えて

一、戦局の悪化と特別抽出措置

1942年秋に至り、OKWを始めとする戦争指導部は、東部戦線の戦局悪化に伴ってより大規模な徴兵と動員の試みを実行していた。そして、ヒトラーは、1942年12月19日付命令に於て、同年2月19日付の「基幹労働力布告(Schlüsselkräfte-Erlass)⁽¹⁾」を遂に無視するに至った。これは、従来は特別扱いされてきた軍需産業といえども、戦局悪化の前には、前線の兵力補充という、より切実な要請の前には、大幅な譲歩をしなければならなくなったということの意味していた。そこで、軍需産業及び運輸業は、1943年2月20日迄に2回に分けて1908~22年生まれの前線勤務適格者(基幹工・専門工を例外とせず)を5万人(この抽出に対する補充はない)、更に3月31日迄にドイツ国内若しくはドイツ占領地駐屯の非前線勤務兵士と交替させる形で鉱内労働者を除く15万人の労働力を抽出されることとなり、抽出対象者は軍需相(シュペーア)の指名によるものとされた⁽²⁾。

既に東部戦線の戦局は風雲急を告げ、スターリングラードにドイツ第6軍は逆包囲され、戦死傷者は急増していた。軍需相シュペーア

との申し合わせに従って、1943年1月8日ヒトラーは、所謂「特別抽出措置(Sonder-einziehungsaktion = SE Aktion)」を最終決定するに至った。この計画によれば、更に20万人の兵役免除者(uk-gestellte)が、とりわけ軍需産業の専門工・基幹労働力の中から軍務に抽出されることになっていた。中央計画会議(die Zentrale Planung)がその割り当てを行ない、先ず化学総監(GB Chemie)から10,500人(但し、鉱油採掘部門はほぼ保護され、石油採掘部門は完全に保護される)、鉱山(先ず第一に地上採掘部門より)から27,000人、トト機関から7,000人、エネルギー部門から2,500人、其他の軍需関連産業から50,000人が各々抽出されることとなった。残りの103,000人は、中間段階で各事業所に割り当てられ、従来兵役免除とされていた1906~22年生まれの労働力のうち平均30%は軍備本部によってそのつどそのつど抽出されることになっていた。ここで精密機械・光学及び「或る特定の電子装置」の分野から抽出されるのは、10~15%にとどまり、「最重要の器具工場」ともなると抽出対象から外されていた。何を例外とするかは、先ず第一に軍需委員会(Rüstungskommission)が決定するものとされていた。しかし、OKWの要求は、たちまちこのような特別抽出措置では充足しきれなくなり、1943年1月半ばには同年上半期の「緊急兵力需要」を、1942年12月19日付の命令と1943年1月8日付の命令によって既に動員済みの40万人から80万人へと倍増することによって充足する必要があると見積もっている。他

方、軍需産業側は、同時期約150万人の労働力を要求していた⁽⁴⁾。

二、男女国防任務届出制度

1943年は、まさしく独ソ戦の起趨がかかった重大な局面の訪れた年であった。スターリングラードで包囲下にあったドイツ軍の抵抗は2月3日に第6軍の降伏により幕を閉じた。前年夏からここに至る迄にドイツ軍は100万人以上の兵員を戦死・負傷などで失い、戦車・突撃砲の損失は3000輦以上にのぼっていた。3月15日フォン・マンシュタイン元帥麾下のドイツ南方軍集団(2月14日付でドン軍集団から改称)は第4装甲軍(H・ホト上級大将)によってハリコフを奪還した(第3次ハリコフ攻防戦)ものの、この勝利がドイツ軍の独ソ戦に於ける最後の大規模な勝利となった。フォン・マンシュタインによれば、オリョール南方のクルスクを中心とする突出部にあるソ連軍を大規模な装甲部隊による奇襲攻撃により包囲・撃滅せんとする構想は春の時点から存在していたが⁽⁵⁾、号戦車(パンター)及び号戦車(ティーガー)の増産後にこの攻撃を実施すべしとするヒトラーの「戦略」により、作戦(「城塞作戦(Operation „Zitadelle“)」)の開始は7月5日まで遅延してしまうのである。このような遅延が善戦したドイツ軍から勝機を奪うことになったことはよく知られているが、ヒトラーの戦車増産計画と兵員充足という或る意味では二律背反に近い要請に応える為、ゲベルス、ポーアマン、ザウケル、ラマース、カイテル及びシュペーアがそのとりまとめに協力した同年1月13日付「国防任務の為の男女の包括的配置に関する総統布告(Erlaß des Führers über den umfassenden Einsatz von Männern und Frauen für Reichsverteidigung vom 13. Januar 1943)」が発せられた⁽⁶⁾。前線配置の兵員を充足する為、従来戦争遂行の為の任務に全面的に従事してこなかった人々を、

能力に応じて、男女を問わず総動員し、配置するという方針がここに初めて布告されたのである。ここにいう新兵は、現状に鑑み、主として530万人の兵役免除中の予備役の中から召集されなければならない。うち270万人は工業及び交通(国鉄)から、90万人は農林業から抽出される。新たに最も厳密な審査が行なわれ、戦争遂行上重要な任務にとって支障がない場合には兵役免除を終了せしむるべしというのがこの布告の意図するところであった。かくして、未就労の全ドイツ人男女(男性は16 - 65歳、女性は17 - 50歳)の届出が義務付けられることになった。責任者はGBA(ザウケル)であり、商業・手工業・工業及び自由業から戦争遂行上重要な活動へと、未だかかる活動に主に携わっていない男女労働力を移行せしめる為の全権が与えられた。ライヒ経済相(フンク)⁽⁷⁾には、軍需産業或いは生活必需品の確保という任務を全く果たしていないか、或いは主に果たしていない事業所及び企業の閉鎖が委ねられた。

1月27日ザウケルは、1月13日付ヒトラー布告に従って、「国防任務の為の男女の届出に関する命令(Verordnung über die Meldung von Männern und Frauen für Aufgaben der Reichsverteidigung vom 27. Januar 1943)⁽⁸⁾」を発した。各届出義務者に対して労働局(職安)から、1週間以内に届出用紙に記入の上提出するよう呼びかけが行なわれた。ヒトラーの布告に反して、女性の届出義務年令の上限は50歳から45歳へと引き下げられていたものの、該当者の数は、女子300万人と男性50万人にのぼった。同年2月6日付の所轄官庁に対するザウケルの通達⁽⁹⁾は、可及的速やかに相当数の労働力を動員すべしと命じていた。届出の締め切りは、3月末日とされた。今やここに全面的な労働義務の法的根拠が成立した⁽¹⁰⁾のである。それは多くの点で1916年12月5日付の「祖国補助勤務法(Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst vom 5. Dezember 1916)⁽¹¹⁾」に範

をとったと言われる1935年5月21日付兵役法 (Wehrgesetz vom 21. Mai 1935) に倣ったもの⁽¹²⁾であった⁽¹³⁾が、より厳しい規定を盛り込んだにも拘らず、その施行にあたっては緩和が施されたのであった。ヒトラーは、軍需省やOKWやGBAやゲベルスなどによる要請は受けてはいたものの、元来女子に対する労働義務の導入には反対であり、届出義務や就労義務についても女子について例外とされた事例は無数に存在していた⁽¹⁴⁾。家計を支える女子については、届出ないし就労義務の有無にかかわらず、家族の生計費の全部又は一部の剥奪という罰則によって労働配置させることは許されなかった。ザウケルもまた、強制就労がドイツ女性の肉体的・精神的健全性を害する虞あり⁽¹⁵⁾として、これに消極的な姿勢を示していた。

三、事業所閉鎖措置とその「成果」

1943年1月29日付「戦争遂行上重要な配置の為の労働力の就労免除に関する命令 (Verordnung zur Freimachung von Arbeitskräften für kriegswichtigen Einsatz vom 29. Januar 1943)」⁽¹⁶⁾及び翌日付の幾つかのライヒ経済相布告により、ライヒ経済省の指揮下に事業所閉鎖により労働力再配置を行なう途が開かれた。この事業所閉鎖措置は、前述の届出義務制と相俟って、とりわけ専門工の確保を主眼とするものであった。東部戦線の戦局悪化に伴い、兵員補充の為の召集が進行する中、新人工員の教育の役割も期待される専門工ないし基幹工の迅速な確保を行なわなければ、それら労働力の不足をきたすことについて、シュペーアから強い懸念が表明されたという。事業所閉鎖の対象となったのは、主として中小零細企業であり、大企業では稀であった。業種は、とりわけ商業や手工業が目立つ。例えば、食糧供給部門では1943年6月半ばの時点で21,000事業所の閉鎖が報告されている (肉屋やパン屋など)。同年7月末の推計では、その数は、

27,000事業所を数えるに至っている。ここで再配置可能になった労働力は各々33,500人 (6月半ば)と42,200人 (7月末推計)であったが、1事業所当たりでは1.6人未満にすぎ⁽¹⁸⁾なかった。しかも、事業所閉鎖などに伴う労働力再配置の対象となった労働者の不満という現実も無視できなくなってきたのである⁽¹⁹⁾。

かくして、6月21日に至り、ライヒ経済相は、商業、手工業、飲食店及び旅館業に於ける事業所閉鎖措置の終結を命じた。この事業所閉鎖措置は、遅くとも7月末日迄に終結すべきものとされた⁽²¹⁾が、後に8月13日付経済相布告により、事業所閉鎖は全面的に打ち切られることとなり、9月末日がその終了日且つ報告期限とされた。その理由とは、やはり大衆の不安を惹起せしむることなきを期すというところ⁽²³⁾にあった。

8月12日付けラマース宛GBA報告によれば、ゲベルスの「総力戦」プロパガンダにも拘わらず、事業所閉鎖措置の成果は期待を著しく下回るものであり、その原因は大衆の広範な消極的抵抗に求められている⁽²⁵⁾。

週48時間未満の就労時間の労働者 (通例半日就労の労働者：女子の場合、通例半日就労の労働者が過半数を占めていた。表1参照)を勘案すると、見かけ上の再配置136万1000人は正味91万2000人の「成果」を意味していたにすぎず、200万人の女子労働者を新規に就労させ、少なくとも100万人のドイツ人を軍需産業へと移動させんと目論んでいたシュペーア及びケール (Hans Kehrl)は⁽²⁶⁾はいたく失望したという。事業所閉鎖の暫定的結果 (1943年6月末現在)としてザウケルの報告したところによれば、16万1000人の再配置が可能となった労働力のうち11万4000人が戦争遂行上重要な職場へと移動せしめられた (表2参照)。更に、同年4月から9月迄の成果とは、約15万人が重要任務へと再配置可能となつたにとどまるものであった。とりわけ工業部門に於ける不振が目立っている (表3参照)。ラ

表1 届出措置の結果 (1943年6月末現在)

	合計	女子	男子
届出人数	3592000	3048000	544000
労働配置可能人数	1578000	1462000	116000
労働配置人数：	1361000	1260000	101000
うち週労働時間48時間未満の者(通例 半日就労者)	701000	684000	17000
労働配置先			
- 軍需産業	567000	537000	30000
- 農業	287000	262000	25000
- その他の産業	507000	461000	46000

出所：D. Eichholz, Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945, Bd. : 1941-1943, Berlin 1985, S. 230

表2 事業所閉鎖措置の結果 (産業計) (1943年6月末現在)

	合計	女子	男子
事業所閉鎖により再配置可能となった労働力	161000	102000	59000
再配置された労働力	114000*	73000	40000
再配置先			
- 軍需産業	49000	31000	18000
- 農業	3000	2000	1000
- その他の産業	61000	40000	21000

出所：Ebd. S. 231. (BA Potsdam, Reichskanzlei, Film 19482, Bericht d. GBA vom 28. 7. 1943 に基づいて修正されたもの)・*四捨五入による誤差あり

表3 事業所閉鎖措置の結果 (業種別) (1943年4月～9月)

産業部門	閉鎖事業所数	事業所閉鎖により再配置可能となった労働力
石炭	-	-
鉄及び金属	-	-
土石	734	2376
貴金属	ca. 1200	ca. 2000
機械製造業	-	-
化学*	434	?
精密機械及び光学	64	250
工業製品	164	?
繊維産業	95	?
被服及び類似分野**	-	-
紙加工業	498	2884
皮革	9	?
靴製造業組合	11	150

*とりわけ香水及び化粧品製造業者

**事業所閉鎖は皆無で、これに伴う再配置可能労働力の発生も殆ど無きに等しかったという。(1943年10月14日付報告、数字の記載なし)。

出所：Ebenda. 1943年10月のライヒ経済省の最終報告 (BA Koblenz, R 72221. データ欠落あり) による。期待された30万事業所の半数 (15万事業所) 未満の成果にとどまったという。

イヒ経済相フンクは、4月30日付通達⁽²⁷⁾の中で、中央官庁から地方経済局への事業所閉鎖の提案の中には度々対象となる事業所を示していないものがあり、大企業を庇っているとの印象が生じていると叱責しているが、結局のところ大して事態は変わらなかったのである。

四、兵員充足圧力と労働力不足の狭間で

1943年中に兵役免除を解かれて予備軍(Ersatzheer)経由で追加召集された人員は83万人であった。1942年11月から翌年8月迄の間に、兵役免除者の数は527万7000人から411万8000人へと115万9000人(約22%)減少している。東部戦線(とりわけスターリングラード攻防戦)で発生した人的・物的損害は堪大であり、他方、労働力を国防軍に次々に召集される軍需産業の労働力不足は、まさに危機的であった。

加うるに、軍需相(シュペーア)、GBA(ザウケル)経済相(フンク)、国防軍(OKW:長官カイテル)らの錯綜した管轄領域(縄張)や権限に関する混乱が、効率的な人員配置や戦争遂行上有意義な軍需生産政策の推進の障害となっていた。ヒトラーを頂点とするナチス党政権とは、それが政治的には一党独裁体制であったが故に巷間合理的な官僚的計画経済体制を運営していたかの如きイメージでとらえられがちであるが、実態は多数(?)の有力者たち(ヒトラー、ゲーリング、ゲベルス、ポーアマン、シュペーア等々)の固有の支配領域に分立した一種の複合的・重畳的組織であって、それらの諸組織の上にヒトラーが君臨するという形をなしていた⁽²⁸⁾。おまけに、陸軍総司令官を兼ねるヒトラーの夢は、ペルシャ湾に到達し、ロンメルのアフリカ軍団と合流し、インドを窺うという壮大なる(というよりもドイツの国力を直視しない荒唐無稽な)ものであったから、「総力

戦⁽³¹⁾」を人的資源の総動員と効率的軍需生産によって戦い抜いてゆくこと自体そもそも無理があったことは明らかである。

五、結びに代えて

悪化する東部戦線の戦局打開を図らんとした「城塞」作戦は、ドイツ軍が善戦したものの7月5日に開始された攻撃がフォン・マンシュタインらの主張していた時期より2ヶ月も遅れたものであった上、作戦の詳細が事前にソ連側に察知されていた為、地雷40万個、対戦車砲6000門などを巧妙に配置したソ連軍の縦深陣地とその後方に控えた装甲予備兵力の堅陣に進撃を阻まれ、クルスク北部戦線では最初の2日間で10キロ程度の前進と引き換えに大損害(およそ兵員2万5000人、戦車及び突撃砲200輛、航空機200機など)を蒙り、クルスク南部戦線では最初の4日間で同様の大損害(およそ兵員1万1000人、戦車及び突撃砲230輛など)を蒙り、攻勢は頓挫したのであった。7月12日史上空前の大戦車戦としてあまねく有名なプロホロフカ付近の戦闘が行なわれ、ドイツ軍は更に兵員1万人、戦車及び突撃砲300輛の損害を出すに至った。翌日イタリアのシチリア島への連合軍の上陸作戦敗行の報に接し、ヒトラーはフォン・マンシュタインの作戦続行論を斥け、作戦中止を命じた。ここに、ドイツ軍は戦力を消耗し、以後東部戦線では防戦一方に追い込まれてゆくこととなった。他方、英米空軍によるドイツ本土への戦略爆撃は日増しに苛烈なものとなり、ドイツ本国に於ける軍需生産拠点は着実に活動を阻害されてゆくことになった。

この間にシュペーアは、ヒトラーからの個人的信頼を抛り所として着々と地歩を固め、権限を拡大してゆくが、彼がドイツ戦時経済、とりわけ軍需生産に辣腕を発揮し、生産がピークに達した時、戦局はとうに最早挽回不可能な段階を迎えてしまっていたのであった。結

局、ドイツで就労する労働力の水準は、1940 - 44年の5年間を通じてほぼ横這で推移し(表5参照)、外国人(捕虜やユダヤ人など)の強制労働の拡大と組織の効率化が1944年の「成果」をもたらしたと言えよう。前述の如く、ヒトラーを頂点とする有力者たちの寄り合い世帯としてのナチス党政権では、様々の利害

や思惑が錯綜しており、往々にして合理的意思決定が阻害されてきたが、ヒトラーの側近達のうちボーアマン、ラマース及びカイテルの3人によって構成される「三者会議(Drei-Männer-Kollegium)」がヒトラーへの情報の流れをコントロールし、偏った情勢判断につながるケースが目立ってくるのである。

表4 対ソ開戦後の陸軍全体の人的・物的損害及び戦果(累計1942年3月20日現在)

1. 人的損害*	戦死者	負傷者	行方不明者	合計	罹病者数
陸軍全体	228059	804085	57389	1089533	88403
	[8790]	[23329]	[1004]	[33123]	[961]
うち東部戦線(ノルウェー方面軍を含む)	225559	796516	50991	1073066	78479
	[8640]	[23026]	[819]	[32485]	[872]
2. 馬匹の損害	死亡	病気もしくは負傷			
陸軍全体	264854	38967			
うち東部戦線(ラップランド方面軍を含む)	259814	32935			
3. 東部戦線に於ける車輪の消耗と補充	消耗**	補充***	不足数		
a) 装甲車輛					
- 号戦車	3319	732	2097		
突撃砲	173	17	154		
装甲索引車	357	47	280		
その他の装甲車輛	945	193	637		
b) 非装甲車輛					
索引車	3774	503[18]	3211		
トラック	53149	17615[5109]	36533		
乗用車	35572	4578[890]	31194		
オートバイ	50165	4391[603]	44087		
4. 火砲の損失****					
小銃	76883	高射砲	334		
機関銃	30374	自走砲	357		
対戦車ライフル	2791	野戦榴弾砲	2403		
対戦車砲	5249	その他火砲	2128		
迫撃砲	7263				
5. 東部戦線に於ける鹵獲兵器					
a) 捕虜	3461338[15503]				
b) 戦利品					
小銃	238037	航空機	1042		
対戦車ライフル	33742	戦車	15004		
擲弾筒	259	燃料(m ³)	106745		
大砲	5754	馬匹	160959		
(対戦車砲及び高射砲を含む全種類)	27814	小麦粉(t)	89286		
		食肉(t)	6585		

注:

* 括弧内の数字は将校の数を示す。

**「減耗」とは、全損並びに5日以内に修理不能なる車輛を指す。

***括弧内は鹵獲車輛の台数を示す

****軍の範囲内で補償可能な損害に基づく一時減損を含まず。

出所: MGFA(Hrsg), Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg, Bd. 6, Der globale Krieg.

Die Ausweitung zum Weltkrieg und der Wechsel der Initiative 1941-1943, Stuttgart 1990, S. 787.

表5 ドイツの労働力の推移1939-1944(戦前の領土で就労する者を対象とする)

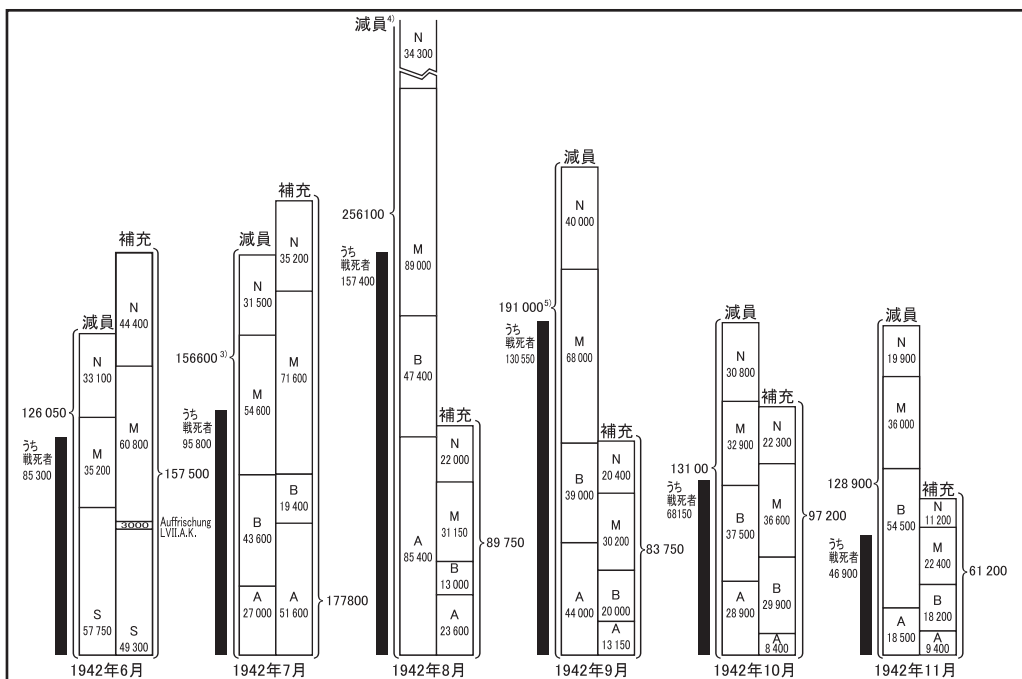
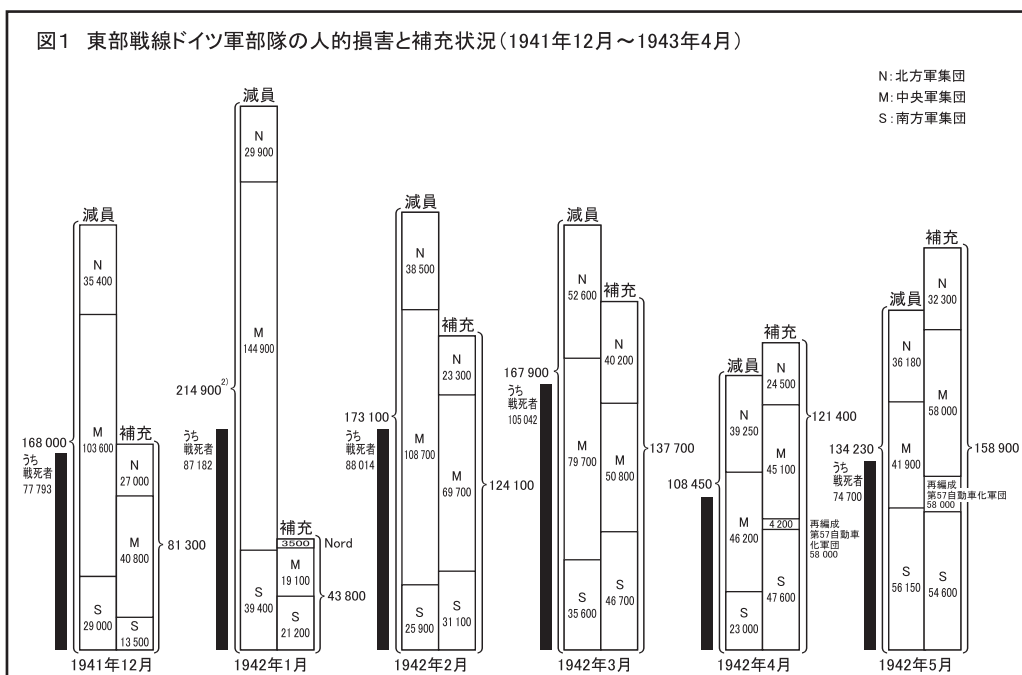
年 月 日	総労働力(千人)	うち外国人労働力(千人)	ドイツ人労働力(男子+女子)(千人)	うちドイツ人女子労働力(千人)	比率(%)
1939. 5. 31	39416	301	39114	14626	37
1940. 5. 31	35983	1154	34829	14386	41
1941. 5. 31	36177	3033	33144	14167	43
1942. 5. 31	35525	4224	31301	14437	46
1943. 5. 31	36527	6260	30269	14806	49
1944. 5. 31	36110	7126	28984	14808	51

出所: Eichholtz, a. a. O., S. 235.

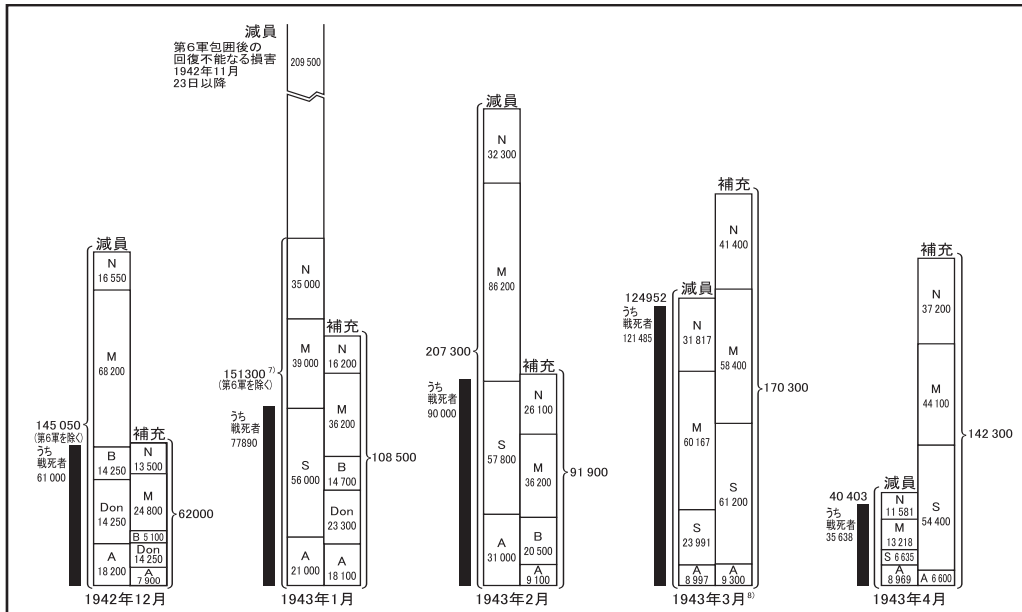
〔注〕

- (1) BA Potsdam, FS, Film 1818. „Führer, Erlasse“ 1939 1945 (zusammengestellt und eingeleitet vom M. Moll), Stuttgart 1997, S. 305 ff.
- (2) Befehl des Führers und Oberster Befehlshabers der Wehrmacht betrifft Abgleichung der personellen Bedürfnisse der Wehrmacht und der gewerblichen Kriegswirtschaft vom 19. 2. 1942, IfZ, MA 190/1, 720460. Vgl. Ebd., S. 236f.
- (3) Befehl der Führers betrifft Verbesserung der Ersatzlage und der Altersschichtung beim Feldheer vom 19. 12. 1942. IfZ, MA. 190/1, 720470-74. Moll, a. a. O., S. 305f.
- (4) Eichholz, a. a. O., S227.
- (5) E.v.マンシュタイン(本郷健 訳), 『失われた勝利』(下), 中央公論新社, 2000年, 271頁。(E. v. Manstein, Verlorene Siege, Frankfurt a. M.. 1966)中央公論新社
- (6) Moll (Zusammenstellung und Einleitung), a. a. O., S. 311ff.
- (7) Walther Funk (1890 1960), 1931年夏以降ナチス党员, ヒトラー政権誕生後の3月11日ゲベルスの下で宣伝省次官となり, 1938年11月シャハトの後継者としてライヒ経済相兼戦時経済総監に就任, 翌1939年ドイツ国立銀行総裁も兼任。しかし反面, 1938年以降ナチス党指導部に於ける彼の発言力は僅かなものとなった。彼は, 国防閣僚会議のメンバーであり, 1943年9月以降は中央計画会議のメンバーでもあったが, 1944年になるとライヒ経済省のものであった戦時経済に関する重要権限をシュペーアに移譲し, その存在が有名無実化した。戦後ニュルンベルク軍事法廷で, 強制労働及び強制収容所送りとなったユダヤ人からのSSによる財産(現金、金、宝石など)収奪に加担したという戦争犯罪の廉で起訴され, 終身刑の判決を受けた。1958年シュパンダウ刑務所から病気を理由に釈放され, 1960年5月31日没した(Wistrich, a. a. O., S.80. C.Zentner, F. Bedürftig (ed.), The Encyclopedia of the Third Reich, Macmillan Publishing Co., N. Y., Toronto 1991, Vol.1, pp.309 310)。
- (8) RGBI. 1943, S. 67f.
- (9) BA Postdam, Reichsministerium für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung, Nr. 147, Bl. 24R, Bl. 25.
- (10) Eichholz, a. a. O., S. 228.
- (11) RGBI. 1916, Nr. 276, S. 1333 ff.同法につき詳しくは, 山田高生、『ドイツ社会政学史研究 ビスマルク失脚後の労働者参加政学』, 千倉書房 1997年, 第3章などを参照されたい。
- (12) RGBI. 1935 I, S. 609.
- (13) Eichholz, a. a. O.. S. 228.
- (14) Ebenda.
- (15) Ebenda.
- (16) RGBI. 1943 I, S. 75f.
- (17) 1943年1月26日の第30回中央計画会議に於ける発言 (Eichholz, a. a. O, S. 229)。
- (18) Ebenda.
- (19) Vgl. BA Koblenz, R41/25, GBA. Stabsbesprechung, 10. 2. 1943.
- (20) BAPotsdam, Reichskanzlei, Film19485, Erlaß RWiM, 21. 6. 1943.
- (21) Ebd. Erlaß RWiM, 12. 7. 1943.
- (22) BA Kobelnz, R7/2230, Erlaß RWiM betr. „Beendigung der Stilllegungsaktion in der Industrie“, 13. 8. 1943.
- (23) Eichholz, a. a. O, S. 230.
- (24) BA Potsdam, Film19482. AN Reichskanzlei, 12. 8. 1943
- (25) Eichholz, a. a. O, S. 230.
- (26) Ebd., S. 231f.
- (27) BA Koblenz, R7/2218, RErlaß RWiM, 30. 4. 1943.
- (28) Eichholz, a. a. O, S. 232.
- (29) 1942年3月20日現在東部戦線のドイツ陸軍部隊の人的・物的損害(独ソ戦開戦後の累計)と内訳は表4の如くであった。
また, 東部戦線のドイツ兵力の増減(1941年12月 1943年4月)を月毎に見ると, 図1の如くなる。他方, 同じく東部戦線に展

図1 東部戦線ドイツ軍部隊の人的損害と補充状況(1941年12月~1943年4月)

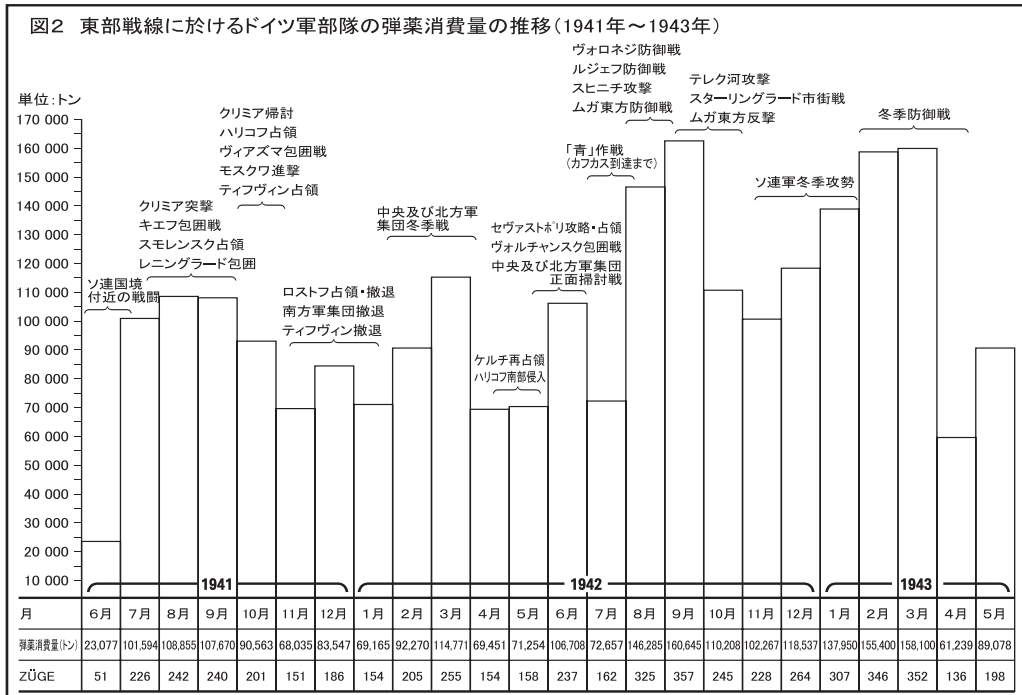


1943年ドイツ勤労働員政策



出所: MGFA (Hrsg.), a.a.O., s. 780-782. (原材料は, BA-MA, RH2/1343)

- 注: 1) 減員とは、戦死者・行方不明者及び軍管轄区域から移送された傷病兵(軍医の2次報告による)から成る。また、補充とは、新規補充兵及び傷病より前線復帰した者のことである。
 2) 計算の誤まり(正しくは、214,200)。
 3) 計算の誤まり(正しくは、156,700)。
 4) A軍集団とB軍集団は分割すると、誤ったイメージが発生する。A軍集団による第6軍及び第4装甲軍の大量抽出が行われた為、数字は南部戦線全体についてのみ妥当する。
 5) 原資料では、誤って合計185,000人とされていた。
 6) 同じく、他の日付の付されていない統計資料(BA-MA, RH2/1343)に記載されているところによれば、1942年11月23日から1943年2月2日迄の期間の第6軍の戦死者の合計は、178,505人であった。
 7) 計算の誤まり(正しくは、151,000)
 8) 後日追加報告された1942年11月1日から1943年3月31日迄の期間の戦死者は、26,179人であった。



出所: MGFA (Hrsg.), a.a.O., s. 789.

開したドイツ軍部隊の弾薬消費量の推移 (1941 - 43年) は図2の如くであった。

- (30) ヒトラー政権の内部事情を活写した史料として、先ず参照すべきものは、何と言ってもシュペーアが出獄後に公刊した回顧録 (A. Speer, *Erinnerungen*, Berlin 1969 邦訳: 品田豊治訳, 『第三帝国の神殿にて ナチス軍需相の証言』, 中公文庫版(上・下), 中央公論新社 2001年)であろう。
- (31) 1943年2月18日ゲベルスはベルリンのスポーツ宮殿で演説を行い、広く一般国民に対して「総力戦」を訴えた。この演説は、「同時に、間接的には、国内の予備力を断固動員すべしという我々[シュペーア等 筆者注]の主張を認めようとする一部の指導層に向けたものであった。実のところ彼の狙いは、ラマースやその他の全ての優柔不断な人間を、世論の圧力の下に置こうとしたものであった」という。そして、この演説後、大方の世論の賛成を得た行動 (豪華なレストランや贅沢な娯楽施設の閉鎖など) が続けられた (シュペーア, 前掲書, (下) 18 - 20頁)。

本稿は、2000年度北星学園大学特別研究費による研究の一部である。

[Kurzfassung]

Die NS – Mobilisierungspolitik von Arbeitskräften durch die Meldepflicht - und Stilllegungsaktionen 1943

Kazuhiro NAKAMURA

Schon im Herbst 1942 hatten das OKW und andere führende Kreise des NS-Regimes verschiedene Versuche unternommen, Aushebungen und Mobilisierungen größeren Maßstabs durchzusetzen. Am 8. Januar 1943 entschied Hitler die endgültige Festlegung der sogenannten SE-Aktion (Sondereinziehungsaktion). Kurz danach unterzeichnete Hitler den Erlass über den umfassenden Einsatz von Männern und Frauen für Aufgaben der Reichsverteidigung vom 13. Januar 1943, um die wehrfähigen Männer für den Fronteinsatz freizumachen. Der GBA war dafür verantwortlich, männliche und weibliche Arbeitskräfte aus Handel, Handwerk, Gewerbe und freien Berufen in die kriegswichtige Wirtschaft zu überführen. Dafür wurde die Meldepflicht für alle nichtarbeitenden deutschen Männer und Frauen eingeführt. Der Reichswirtschaftsminister wurde damit beauftragt, die Stilllegung von Betrieben und Unternehmen anzuordnen, die nicht ganz oder nicht überwiegend Aufgaben der Kriegswirtschaft oder der Sicherung des lebenswichtigen Bedarfs erfüllten.

Die Stilllegungsaktion wurde durch die Verordnung zur Freimachung von Arbeitskräften für kriegswichtigen Einsatz vom 29. Januar eröffnet. Sie stand mit der Meldepflichtaktion in ausdrücklichem Zusammenhang. Durch die Stilllegungen sollten vor allem Fachkräfte gewonnen werden. Die Stilllegungen wurden jedoch gemäß Erlass vom 13. August abgebrochen wegen der daraus resultierenden Beunruhigung der Bevölkerung. Die Ergebnisse der Meldepflichtaktion und Stilllegungen lagen erheblich unter den Erwartungen. Die Arbeitskräftesituation in der Kriegswirtschaft blieb auch im Herbst 1943 weiterhin kritisch.

